

【重要】みどり町会 役員・班長回避制度の導入に関するお知らせ

みどり町会会員の皆様におかれましては、日頃より町会活動にご理解とご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。先般の総会において承認されました、令和8年度より試験導入される「役員・班長回避制度」について、以下の通り詳細をご案内いたします。

1. 制度導入の目的

近年、共働き世帯の増加、高齢化、介護や育児などの事情により、役員や班長を引き受けることが困難な世帯が増えています。一方で、特定の世帯に負担が集中する現状もあり、町会運営を将来にわたって持続可能なものにするため、「役割で支える方法」と「費用で支える方法」の両方を用意し、町会全体で支え合う仕組みを整えることを目的としています。

2. 制度の仕組み

役員または班長の順番が回ってきた際、事情により任務を担えない場合に限り、追加の費用を納めることでその年度の任務を免除（回避）できる仕組みです。

- 回避費用：年額 3,600 円（通常の町会費と合わせ、その年は合計 7,200 円となります）
- 対象期間：1 年度（1 年ごとに申請が必要です）
- 費用の使途：集まった費用は、町会運営費や行事費、役員活動の負担軽減など、町会運営のために活用されます。

3. 公平性を保つための「キャリアオーバー（順延）方式」

本制度は「お金で順番を最後尾に回す」ものではありません。回避を選択した場合でも、順番自体は変わらず、翌年も「最初の候補者」として維持されます。

翌年も引き続き回避を希望される場合は、再度回避費用の納入が必要となります。これにより、実際に任務を引き受けてくださる方との公平性を担保します。

4. 従来の免除規定（柔軟な対応）について

本制度とは別に、従来通り以下の事情がある場合は、各班の合意に基づき柔軟な対応（免除）を認めます。

- 介護・育児・健康上の理由がある場合
- 他団体（連合自治会役員、PTA 会長など）の役職に就いている場合

5. 制度導入による効果

- 役員負担の偏りを軽減し、誰もが無理なく町会に参加できる環境を作ります。
- 事情がある世帯でも退会することなく、町会活動を支援し続けることができます。
- 将来的な町会運営の持続性を高めます。

まず本年度より試験的に運用を開始し、状況を見ながら適宜ルール調整を行ってまいります。会員の皆様の温かいご理解とご協力をお願い申し上げます。

